

議案第 5 号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 20 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(逗子市小坪漁港管理条例の一部改正)

第 1 条 逗子市小坪漁港管理条例（平成 9 年逗子市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 8 条第 1 項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

(逗子市漁港区域内水域占用料徴収条例の一部改正)

第 2 条 逗子市漁港区域内水域占用料徴収条例（平成 11 年逗子市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第 39 条の 3 第 1 項」を「第 39 条の 5 第 1 項」に改める。

第 2 条中「者」の次に「又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者（法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項（水面の占用に係るものに限る。）又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第 39 条第 4 項に規定する者については、この限りでない。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(逗子市風致地区条例の一部改正)

第3条 逗子市風致地区条例（平成24年逗子市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第21号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行に伴い、関係条例を整理する必要があるため提案する。